

令和2年4月28日

保護者 様

東松山特別支援学校長 中里 尚樹

【重要】 県立特別支援学校の休業期間の延長について

令和2年4月28日に埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、埼玉県教育委員会教育長より「県立学校の休業期間の延長について（通知）」が発出されました。その内容を踏まえ、下記のとおり、臨時休業を延長することといたします。

児童生徒の皆さん及び保護者の皆様には、さらなる御心配と御負担をおかけすることになります。しかしながら、趣旨を御理解の上、引き続き健康管理に努め、学校HP掲載の「新型コロナウイルス感染予防のために（4月28日改訂版）」を踏まえ、感染拡大の防止にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 臨時休業について

- (1) 県立特別支援学校において、5月31日（日）まで臨時休業を延長する。
- (2) 一層の感染拡大防止のため、登校日は設けないこととする。
- (3) 家庭で過ごすことを原則とするが、やむを得ない事情がある場合については、これまでと同様に受け入れを行う。

2 臨時休業期間中の学校での居場所の確保について

- (1) 家庭で過ごすことを原則とするが、保護者が医療従事者など、やむを得ない事情がある場合については、これまでと同様に受け入れを行う。
- (2) 受け入れ時間は、延長前の登校日に設定していた時間に準ずる。
- (3) 受け入れにあたっては保護者等の送迎とする。（スクールバスは運行しません）
- (4) 午前から午後の時間の受け入れの際は、家庭から食事を持参することとする。

3 その他

- ・ 朝、必ず検温を行ってください。37℃以上の発熱がある場合、咳がある場合などは受け入れることができません。
- ・ 希望がある場合、2日前までに電話で教頭に申し出てください。

担当 教頭 鳥海・明戸

電話 0493（24）2611